参考資料３

臓器提供意思表示カードの様式見直し

【様式見直しのポイント】

① 改正法の趣旨を踏まえ、「臓器提供の意思表示を行う欄」を見直し、１から3のいずれかに〇をつける形とする。

② 「提供臓器の意思表示を行う欄」について、「提供したくない臓器に×」をつける形とする。
（分かりやすさの観点から、提供したくない臓器の欄を別途設け、提供意思に関する欄と分ける）

③ 「特記欄」を設け、親族優先提供の意思や組織（皮膚、心臓弁、血管、骨など）提供の意思を自筆で記入できるようにする。（パンフレットに、脳死後に提供可能な臓器・心停止後に提供可能な臓器を明記する）

④ 臓器移植に関する情報に容易にアクセスできるようにするため、カードをパンフレットとあわせて配布することとするとともに、カード本体には問い合わせ先を記載する。

現行意思表示カード

《該当する1．2．3．の番号を〇で囲んだ上で
提供したい臓器を〇で囲んで下さい》

1．私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に〇で囲んだ臓器を提供します。　（×をつけた臓器は提供しません）
心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 ・その他（　　）

2．私は、心臓が停止した死後、移植の為に〇で囲んだ臓器を提供します。　（×をつけた臓器は提供しません）
腎臓・膵臓・眼球・その他（　　）

3．私は、臓器を提供しません。

署名年月日 ：　　年　　月　　日
本人署名（自筆） ：
家族署名（自筆） ：

（可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認のために署名して下さい。）

新カード

《1．2．3．いずれかの番号を〇で囲んでください。》

1．私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植の為に臓器を提供します。

2．私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。

3．私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》　【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

〔特記欄：　　〕

署名年月日 ：　　年　　月　　日
本人署名（自筆） ：
家族署名（自筆） ：